

全海運第280回理事会議事録のご送信ご案内について

さて、早速ながら去る1月14日に開催されました標記会議の議事録を別紙の
通りご送信致しましたのでご高覧下さいますようお願い申し上げます。

平成21年2月9日
全国海運組合連合会

全国海運組合連合会
第280回理事会議事録

日 時 平成21年1月14日(水) 11:00~12:09

場 所 東京都・ホテル・ルポール麹町・3階・マーブル

出席者 理事42名(別紙名簿の通り)

議 題

1. 内航海運暫定措置事業に係わる件
2. 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度の継続適用の件
3. その他

定刻理事の過半数の出席を得て本理事会は適法に成立、定款の定めにより小比加会長が議長となり年頭挨拶の後、本日の会議はお手元の議題表の他別途、執行部からの提案案件があると述べ議事に入った。

議 題 1. 内航海運暫定措置事業に係わる件

本件、事務局より資料に基づき平成25年度以降の暫定措置事業の在り方等について大要次の通り説明した。

(1) 答申案について

資料については、未だ非公開になっているが内容は前回の理事会(第279回理事会(平成20年11月19日開催))でご案内の通り、
①平成25~27年度は、現行ルールを踏襲しながら繊々と実施すること。
②28年度以降は、免除制度と同効果のある減額制度を創設すること。
③暫定措置事業建造船(いわゆる孫船のこと。)についても減額制度の対象とすること。

等について昨年12月10日開催の総連合会政策委員会において5組合とも基本的に了承した。

尚、当初、文中に記載した「関係当局との協議、経済環境の変化を踏まえて適当な時期での見直し」を答申案の最後尾に修文することとした。

又、本件の取り運びとして1月15日開催の総連合会・政策委員会及び翌16日同理事会で機関決定を取り付ける予定であると付言した。

(2) 平成20年度下期の交付金支給について

本件、下期の交付金支給については、12月4日現在、交付未決定が10隻、未交付額11億6,900万円余となっているが、この内、交付金支給適格船として5隻、金額として6億円を本年2月に支給する予定であり、これを踏まえた20年度収支予想は、収入見通し121億1,300万円、支出見通し71億4,300万円、差引き約49億7,000万円の余剰金(次期繰越金)と想定される。

(3) 11月期建造申請等内容について

一般貨物船10隻、油送船8隻等合計22隻、約53,000対象トンの申請となっているが、この内1隻が保留となり、残り21隻が本日開催の建造認定委員会で認定される予定である。

この後、議長より、全海運関係の預託証書の斡旋内容の質問があり、事務局は、現在斡旋中が2隻でこの内、1隻は総連合会債務不履行のため斡旋せず、残り1隻につき照会中と回答した。

この後、議長が本件を諮った処、異議無く承認された。

議 題 2. 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度の継続適用の件

本件、事務局より沿海貨物海運業（運送業）については、原材料（内航では特に燃料油のこと）価格高騰緊急保証制度の特定業種として中小企業信用保険法による信用保証協会の融資制度が平成20年10月31日から平成22年3月31日まで継続指定されたが、貸渡業（及び運航委託を含む。）については、現在特定事業者の認定を受けていないことから総連合会を通じ国土交通省等に対して特定指定業種の対象にすること、及び今後の取り扱いとして先の内航海運業法の改正により事業区分が廃止されたことから今後産業分類表を「内航海運業」の単独分類として取り扱うよう要望している旨説明があった。

この後、議長が意見を求めた処、特になく了承された。

議 題 3. その他

(1) 海上安全祈願祭等の挙行についての件

本件、事務局より資料に基づき総務委員会並びに50周年実行委員会の共同提案により創立50周年記念行事の一環として来る2月4日（水）香川県・金刀比羅宮において正副会長、総務委員会委員及び50周年委員会委員の参列のもと海上安全祈願祭並びに役員・組合員物故者慰靈祭を挙行することを報告した。

この後、議長から本件については毎年挙行すべきとの意見もあったが、費用等の関係から今般の50周年行事の一環として執り行うこととなつた旨付言した。

(2) シッカリサイクルの件

本件、吉本理事（総連合会環境安全委員会・IMO関係専門委員会委員）よりシッカリサイクル条約対象船舶については、
①先に総連合会の説明では、条約対象船舶である国際トン数500総トン以上は、内航船としては、350総トン以上に相当すると説明があったが、日本船舶技術研究協会（船技協）の調べでは二層甲板船では係数等の関係から170総トン以上が対象となるとの見解であり、これによればもとより199総トン以下でもインベントリ（船内の有害物質一覧等の国際証書作成他）の対象となると思われる。

なお詳しく述べる運輸局に問い合わせ確認願いたい。

- ②条約発効予定の2012年12月（平成24年）以後、5年以内の経過措置があるも、発効直後海外売船を行うとすれば条約内容を具備履行をしていなければならずこの点を注意願いたい。
③現在、船技協の検査員の育成等の対応が全く出来ておらず早急に態勢作りを要望する、との発言があった。

この後、議長より、来る総連合会理事会の場で発言し、修正文書を出して貰う等申し入れると回答した。

(3) 内航燃料油の件

本件、事務局より平成20年度第3四半期（10～12月）の燃研（内

航燃料油研究懇話会) の内航燃料油価格として A 重油が 83,600 円、C 重油が 53,600 円で決着した旨を報告したが、公正取引委員会の指摘を受けたことから今後は、或る会社間の合意を参考までに提示することとなった旨報告した。

(4) 船腹量増減等の件

本件、事務局より参考資料として平成 10 年 5 月現在から今日までの船腹量増減資料を配付したとの報告があった。

(5) 運輸機構セミナー開催の件

本件、事務局より平成 20 年度共有船建造支援セミナーの開催日程等について資料に基づき報告があった。

(6) 今後の開催会議日程の件

本件、事務局は、今後の会議開催日程等を報告した。

(7) 全海運物産直販事業の件

本件については、塚本全国物産直販推進委員長より、歳暮の販売促進について各位の協力方の謝辞があった。

この後、小比加会長より理事会に先立ち開催した正副会長会議で提案した処であると前置きの上、以下の通り発言があった。

去る 1 月 8 日に急遽、内航課長から現在の景況感を踏まえた中でのヒアリングが開催されたが、その折、私見として不況対策をやって貰いたいと要望し、一つの例として 16 年超船については暫定措置事業の買い上げ対象となっていないがこれを対象としては如何と提案してきた。何故ならこれまでオペレーターは、20 年使用すると言つてきたがここにきて輸送貨物の激減から返船の可能性も出てくる。

又、海外売船も出来ない状況にある。因みに事務局調べでは 499 型で 19 年度価格 1.6 億円、20 年度上期 1.2 億円、今現在では 0.7 億円程度とも聞いている。又、国内売船については 買い手が銀行から融資が受けられず売買出来ない等の状況が出てくるだろう。

尚、16 年超船の買い上げ金額は、21 年度交付金単価の半分程度、又、実施期間は、1~2 年位で実施したらと考える。

実際、鉄鋼から返船を受けた船舶が、一般市場に入ってきたてもオペも支え切れないであろう、これを放置しても良いのか、何れにしても何等かの対応をしないと取り返しがつかない状況になるのではと危惧する。

については、本件につき明日(1/15) 開催される総連合会・政策委員会に全海運から提案したいと思っている。

この後、本件の意見を求めた処、大要以下の発言があった。

①私はリプレースしたいと思っているが、オペレーターから 20 年以上使いたいと言われ困っている、どうしたらよいのか。

②不況対策の財源は、政府保証(現在借入額 530 億円)の拡大で行うのか。

会長：私見として内航課長には政府保証で実施して貰いたいと要望した。

尚、事務局では 16 年超船の全船種の 30 % を買い上げたとして約 100 億円、特定の船種、例えば RORO 船、曳船を除いたすると約 80 億円程度と試算される。

又、政府保証(530 億円)枠を増やすことは閣議決定に反する

ことから暫定事業の外枠でやるのか、組合員の拠出金で実施するのか、更に具体的には共同解撤を実施するのか等々色々検討すべきである。

③この景況が何時まで続くのか、ワークシェアリングでの対応の考えは如何。早急に関係委員会で検討して貰いたい。

会長：内航海運活性化プロジェクトチームで色々な方策を検討願いたい。

④平成21年度以降の暫定措置事業のスケジュールはどうなるのか
又、不況対策は何時まで取りまとめたらよいのか。

雑喉副会長 現状の暫定事業は24年度まで決まっている。

従って、不況対策を別途事業でやるのか暫定事業の中でやるのか。事業のやり方によって会計も異なり負担目的も違う。

⑤不況対策をぜひやって貰いたい。過去の対策は、実施する頃には景気が回復傾向にある等時期を失した感があった。

⑥孫船を海外売船したら免除船として使えるのか、
国内売船したら何時まで権利行使が出来るのか。

会長：孫船の扱いについて、結論は未だ出ていない。方向性としては権利性を認めるべきとの考えだが未だ決まっていない。

雑喉副会長：今般の「今後の暫定措置事業の在り方についての考え方（答申案）」でも暫定事業認定船舶（孫船）についても旧規程承認船と同じく建造等納付金の減額制度を適用し、安全運航等の観点から早期に代替建造を要するとされる船舶の実態調査を実施しその結果を踏まえ減額制度の早期実施について当局と協議すると謳っている処であり今後の課題だ。

⑦平成25年から自由建造になると思っていた。

⑧当組合は、構造改善賦課金のこれ以上の負担増は、出来ないと決議しているので負担を要しない対策を講じて貰いたい。
それより公共事業の実施を要望願いたい。

⑨やはり船を減らさないと用船料は上がらない。

この後、議長より明日（1月15日）開催の総連合会政策委員会に不況対策の実施について提案すると共に本件については、内航海運活性化プロジェクトチームで検討願いたいと提案した処、異議無く了承された。

これにて議案審議が全て終了したので議長は、議事録署名人として串田理事及び高木専務理事を指名し12：09謝辞の後、閉会を宣した。

以上